

○京丹波町法定外公共用物の管理に関する条例施行規則

平成17年10月11日

規則第99号

(趣旨)

第1条 この規則は、京丹波町法定外公共用物の管理に関する条例（平成17年京丹波町条例第175号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請手続)

第2条 条例第5条の規定により法定外公共用物の占用等の許可を受けようとする者は、許可申請書（様式第1号）を京丹波町に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、町長において必要でないと認めるものについては、その一部を省略することができる。

(1) 位置図

(2) 地籍図の写し

(3) 実測平面図及び実測縦横断面図

(4) 土地の占用にあつては、面積計算図

(5) 工作物の新築等にあつては、設計書及び工事仕様書

(6) 土石等の採取にあつては、採取量の積算の基礎及び採取方法を記載した書面

(7) 許可の申請に係る占用等に関して他の行政庁の許可等の処分を必要とするときは、これらの処分を受けていることを証する書類又は受付見込みに関する書類

(8) 占有等をしようとする法定外公共用物について利害関係人が存する場合は、その意見書

(9) その他町長が指定する書類  
(期間更新等の許可)

第3条 法定外公共用物の占有等の許可を受けた者（以下「占有者等」という。）は、条例第6条の規定により、期間更新の許可を受けようとするときには、許可の期間満了の日前30日までに期間更新許可申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 許可に係る事項を変更しようとするときには、許可事項変更申請書（様式第3号）に変更に係る事項を明らかにした書面を添付して町長に提出しなければならない。

(許可の表示義務)

第4条 占有者等は、許可の期間中その法定外公共用物の見やすい場所にその者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）許可年月日、許可番号及び許可期間を表示した標札（様式第4号）又は標杭（様式第5号）を設置しなければならない。ただし、許可の期間が1箇月に満たない場合は、この限りではない。

(権利譲渡等の申請)

第5条 占有者等、条例第15条の規定により占有者等の許可に基づく権利を他人に譲渡等しようとする場合は、権利譲渡等承認申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(許可に基づく地位の承継)

第6条 条例第16条の規定により占有者等の地位を承継したものは、速やかに承継届（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(住所等の変更の届出)

第7条 占有者等が住所を移転し、又は氏名若しくは名称等を変更したときは、遅滞なくその旨を町長に届けなければならない。

(行為の終了等の届出)

第8条 条例第17条の規定による届出は、満了、終了又は廃止のあった日から10日以内に終了届(様式第8号)により行わなければならない。

2 町長は、前項の届出があったときは、検査を行うものとする。

(用途廃止申請)

第9条 条例第21条第2項の規定による申請書は、法定外公共用物用途廃止申請書(様式第9号)によるものとする。

2 条例第21条第2項後段に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 用途を廃止しようとする法定外公共用物に隣接する土地の所有者の同意書(様式第10号)

(2) 位置図(縮尺50,000分の1以上)

(3) 法務局備付けの公図の写し

(4) 実測平面図(縮尺500分の1以上)

(5) 登記簿謄本(用途廃止をしようとする法定外公共用物の敷地及び隣接するすべての土地に係るもの)

(6) 境界確定図の写し(原本を証する旨の記載のあるもの)

(7) 地積測量図(縮尺250分の1以上)

3 第1項の申請書及び前項第1号の同意書の提出部数は、2部(うち1部は、原本の写し)とする。

附 則

この規則は、平成17年10月11日から施行する。